

JIS マークは日本工業規格への適合性の認証を受けることで付すことができます。(工業標準化法第 19 条、第 20 条)

これらの他は何人も、JIS マーク又はこれと紛らわしい表示を付すことはできません。また、輸入業者はこれらの違法表示をした鉱工業品で輸入に係るものを販売してはならないとされています。(工業標準化法第 19 条、第 20 条、第 24 条)

上記の表示及び販売の禁止に違反した者、主務大臣の命令に違反した者は工業標準化法第 70 条、第 73 条により処されます。